

# 地方財政論(Ch.26)

[http://www.econ.hit-u.ac.jp/~bessho/lecture/07/pubeco\\_s.html](http://www.econ.hit-u.ac.jp/~bessho/lecture/07/pubeco_s.html)

「公共経済学」後期第9回  
別所俊一郎

# 日本の地方財政の基本的事実

2

- 地方歳出は中央歳出よりも[ ]
- 地方歳入は中央歳入よりも[ ]
- 地方歳出の不足部分は中央からの[ ]で  
充当
- 財政移転のルートはおもに3つ
  1. 地方譲与税
  2. [ ]
  3. [ ](補助金、負担金、利子補給金、交付金、給付金、助成金、委託費などの総称)

# 地方財政論の論点

3

- 中央政府と地方政府の役割分担
  - 誰が計画を決定するのか：地方政府の[ ]権をどれほど認めるのか
  - 誰が計画を実行するのか：中央政府が直接執行するのか（地方支分部局の活用）
  - 誰がその費用を支払うのか
    - [ ]・[ ](unfunded mandate)
    - 定率補助金(matching grants)：[ ]
    - 包括補助金(block grants)
    - 一般交付金(general revenue-sharing)：[ ]

# 非・経済的な相互作用

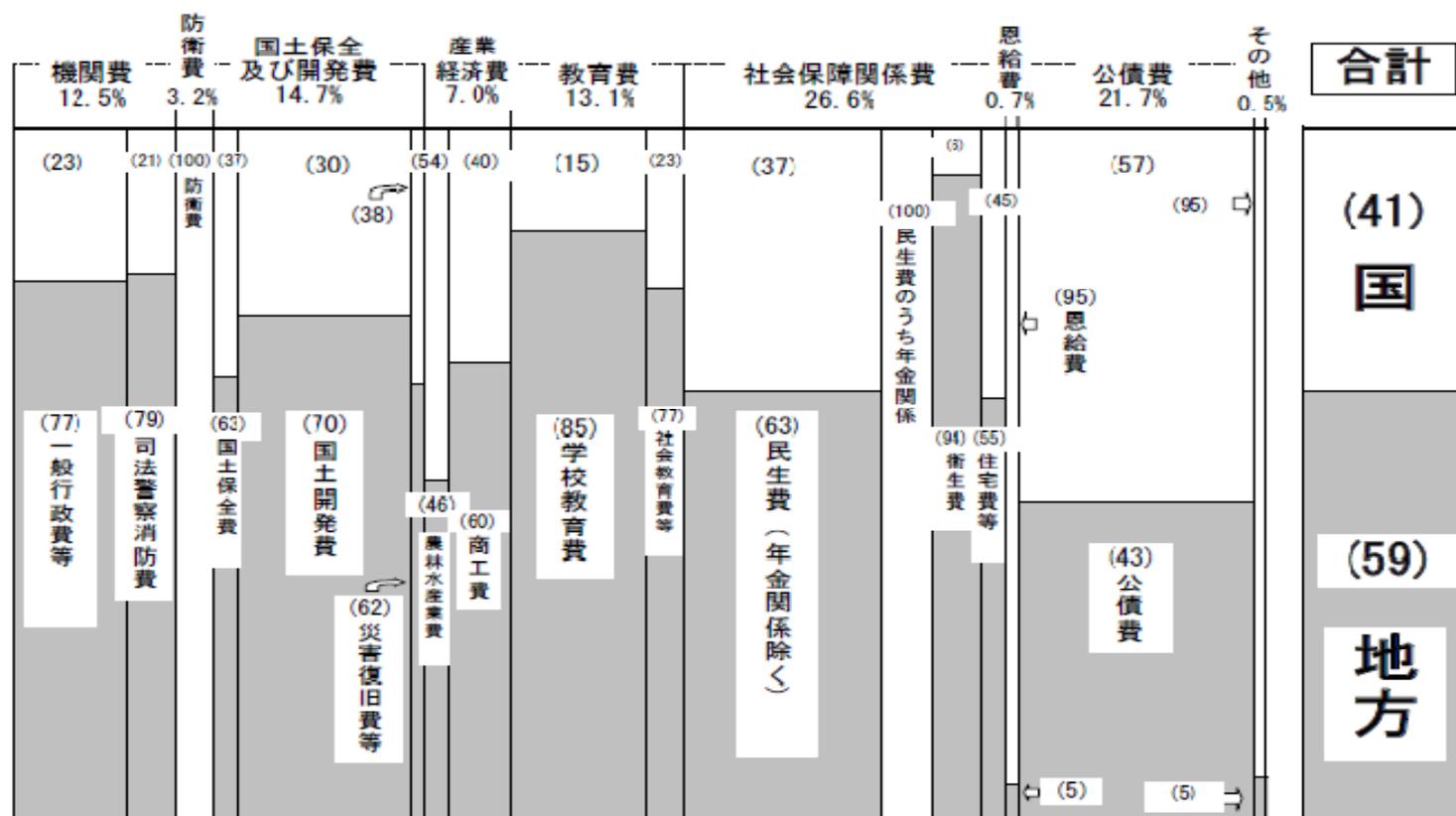
4

- [     ]
  - ▣ 地方政府が成立させる条例を規制
  - ▣ 全国一律の規制の存在
  - ▣ 補助金のための要件の設定
- 委任
- 人事交流
  
- 歴史的経緯にも依存
- 憲法の規定による:[     ]国家 v.s. [     ]国家

# 国と地方の役割分担

5

- 資金移転の規模は、地方政府が中央政府から影響を受けている程度を示していることにはならない



(注) ( ) 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合計数は精査中であり、異動する場合がある。

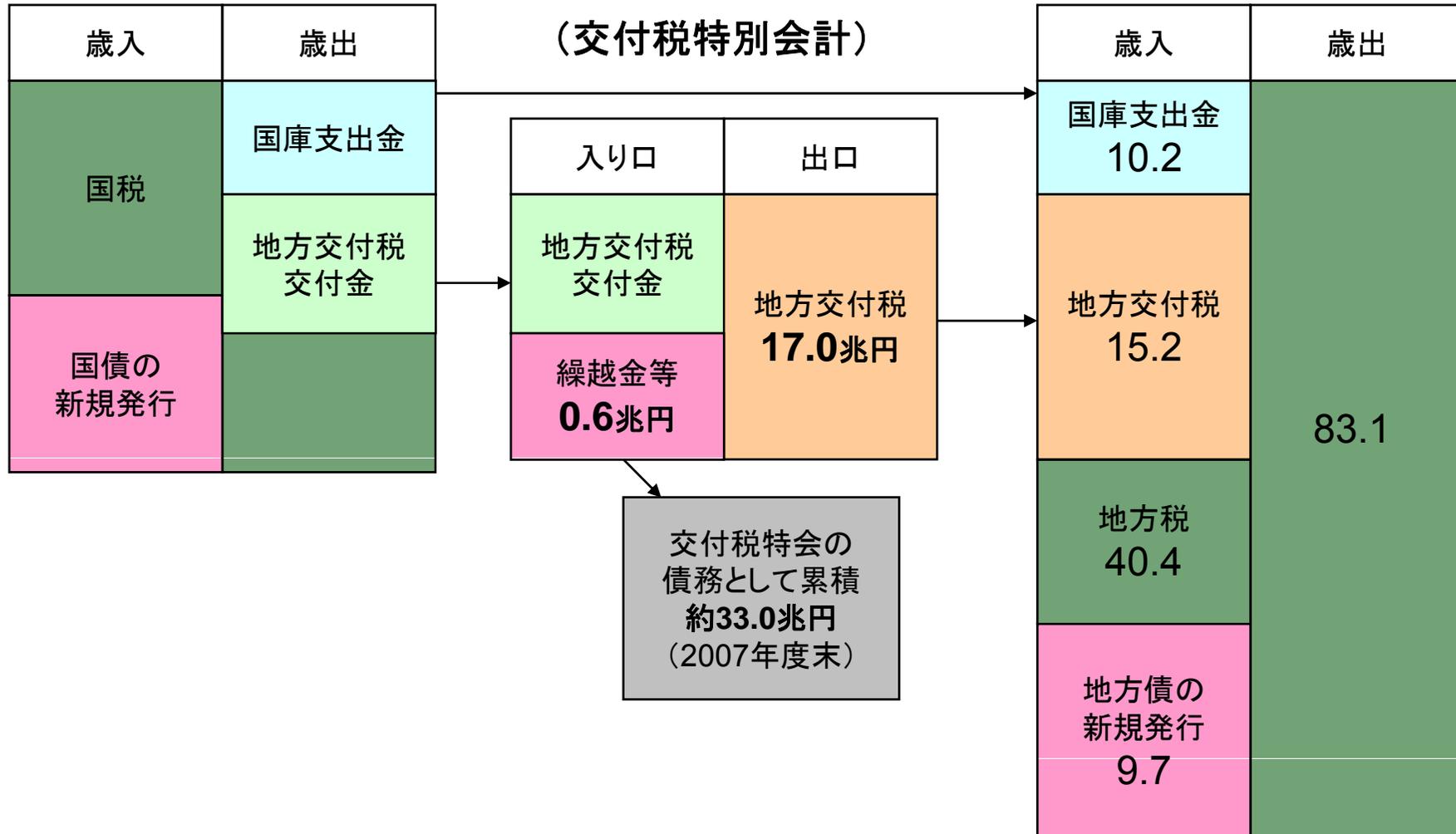
# 行政事務の分担

6

	公共資本	教育	福祉	その他
国	高速自動車道 国道(指定区間) 一級河川	大学 私学助成(大学)	社会保険 医師等免許 医薬品許可免許	防衛 外交 通貨
都道府県	国道(その他) 都道府県道 一級河川(指定区間) 二級河川 港湾 公営住宅 市街化区域の決定	高等学校・特殊教育 学校 小中学校教員の給与 人事 私学助成(幼～高) 公立大学	生活保護(町村区域) 児童福祉 保健所	警察 職業訓練
市町村	都市計画 市町村道 準用河川 港湾 公営住宅 下水道	小中学校 幼稚園	生活保護(市区域) 児童福祉 国民健康保険 介護保険 上水道 ごみ・屎尿処理 保健所	戸籍 住民基本台帳 消防

# 国と地方の財政関係(07年度地財計画)

7



# 財政連邦制の原理

8

- どのように責務の割り当てを行うべきか
- 公共財の便益の波及の程度
  - 全国公共財か, [ ]か
- [ ]の「  
」
  - 地域社会間の競争が地方公共財の効率的な供給をもたらす
  - 人々が好むサービス( )を効率的に供給する地域社会には人が流入するが, そうでなければ流出する
  - [ ]が, 地方公共財に対する選好を顕示しており, 地域社会はそれに反応する

# 地方分権の他の根拠

- ティブー仮説は、地方分権の根拠の1つ
- 他の賛成論
  - ▣ 地方政府は、その地域の住民の状況や選好を中央政府よりよく知っている
  - ▣ 市民の積極的関与が期待できる
  - ▣ 便益と費用の関係が、市民にとって分かりやすくなり、費用に値しない便益を求めなくなる
- とはいえ、地方分権すれば良いというものでもない

# ティブー仮説の限界

10

- [ ]
  - 技術的な外部性: 地方公共財の「 」
  - 移住と立地: 課税ベースを増大させるが, [ ]効果も
- [ ]
  - 競争する地域社会の数は限られている
  - 地域社会は利潤最大化をしているとは限らない
- [ ]競争, 政策競争( )
  - 税率引き下げ競争により税率が[ ]に
  - 動くことのできない課税ベースへの税率が[ ]なる
  - 過剰な公共投資, 公共サービス



# 地方政府の資金調達

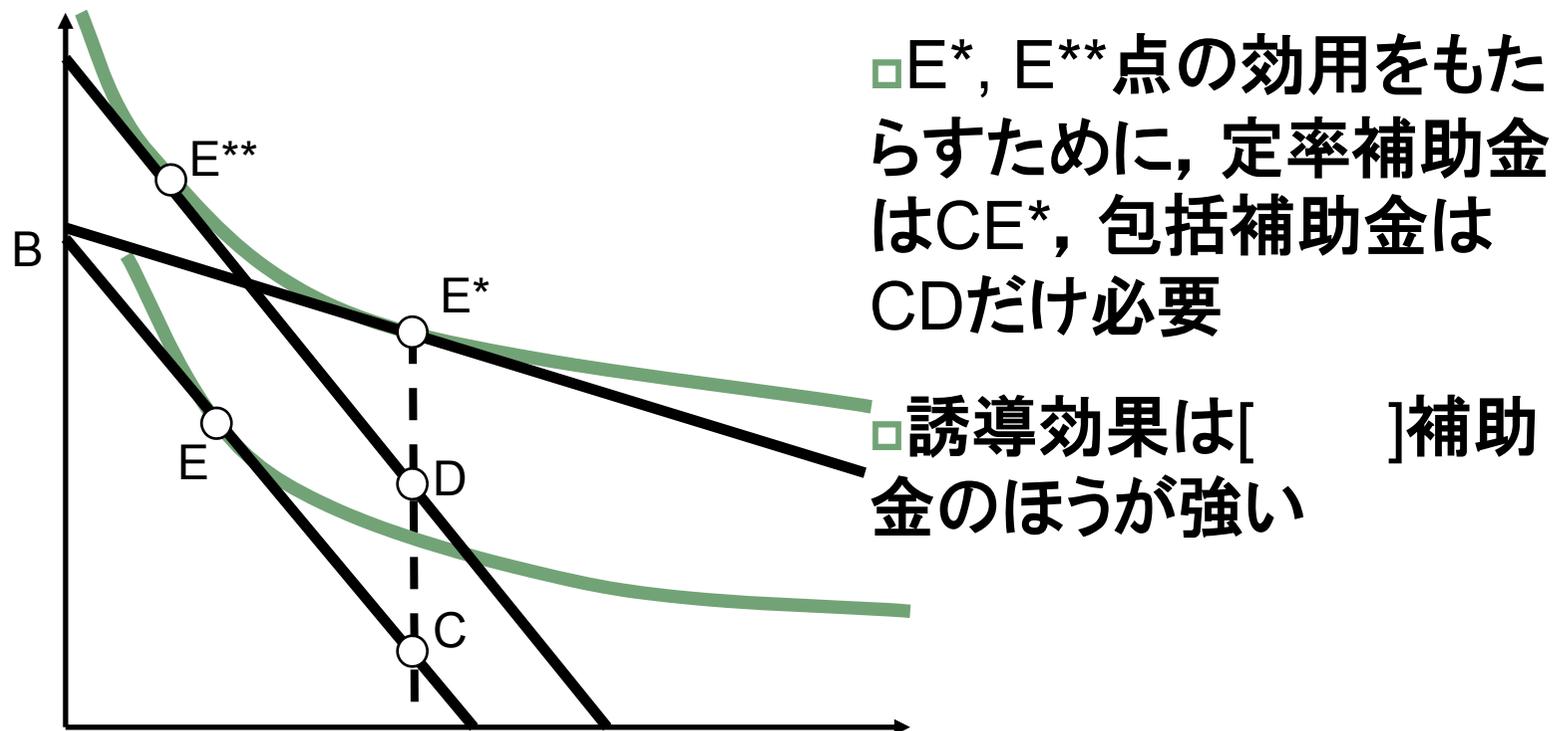
12

- ティブー仮説にまつわる議論は、基本的には地方政府の行うべき管理・事務についてのもの
  - 実際に地方政府が生産を行うべきかどうかはまた別問題：民間企業の生産物を「購入」してもよいし、外部と契約を結んでもよい(PFI, PPP)。
  - 地方政府が「供給」するための資金をどのように調達するかは、地方政府の行うべき事務と強く関係している。が。
  - 意思決定主体を地方政府としたまま、中央政府が[ ]によって政策を誘導することはできる

# 地方政府への補助金の有効性

13

- なんらかの理由で中央政府が地方政府の政策を誘導したいときには、補助金を使うことができる
- [ ]補助金のほうが、[ ]補助金より地方政府の支出を促進する



# 定率・包括補助金の実際

- 定率補助金のほうが包括補助金よりも政府支出を促進・誘導できるという予測は支持される
- 定率でない用途指定補助金は、地方自治体に過剰な歳出を促している
  - 理論的には、その地方への私的所得の一括増加と同じ効果を持つはずだが
  - 住民にまで還元されず、地方支出に張り付いてしまう
  - 「」と呼ばれる
  - 理由は?:(1) 限界費用は認識されにくい, (2) 政府官僚の裁量権, (3) 予算編成の増分主義により単に地方税の代替とみなされる

# 地方税の帰着

15

- 租税の帰着
  - 商品への租税の帰着は、需要と供給の[ ]に依存
  - 供給の弾力性が無限大なら、税金は全て[ ]に帰着
- 地方税への含意
  - 課税ベースはしばしば[ ]可能
    - 供給の弾力性が大きい。 [ ]な生産要素は地方税を負担しない
- 資本課税
  - 長期的には、税引後の資本収益が他の地域と等しくなるまで、資本の流出が起きる。
  - ロジック自体は労働でも同じだが、しばしば[ ]がある

# 地方税の帰着

16

- 土地の供給は[ ]的で、移動しない
  - 土地への課税( )は, [ ]に帰着
  - [ ]として反映され, 税引前の収益率は高くなる
  - 土地にはしばしば発達した市場が存在しないので, 地価を正しく評価することは難しい
- 消費税
  - [ ]を誘発
- (累進)所得税
  - 越境通勤や移住を誘発
  - [ ]への制約となる

# 資本化

17

- [ ] capitalization
  - 他の面がまったく同じ土地が2か所あり, 片方の土地にかかる固定資産税だけが高いとき, 税の高い土地の値段は [ ]する.
  - 現在の税金のみならず, 将来の税金すべてを反映して資産価格が変化することを「**資本化**」という
  - 租税による資産価格の変化が, [ ]に等しいとき, 「完全に資本化された」といい, 資産価格の変化のほう小さいときには「部分的に」資本化されたという
  - アメニティ等の [ ]等による資産価格の変化も同様に「資本化」と呼ぶ.

# 地方債の食い逃げ効果？

18

- 地方公共サービスを地方債によって賄うとき、資産価格に地方税と異なる効果があるか？
  - 地方税(固定資産税)のばあい:資本化が完全であれば、租税債務の割引現在価値だけ地価が[ ]。
  - 地方債(将来の固定資産税)のばあい:資本化が完全であれば、将来の地価の下落を見越して、現在の地価も、租税債務の割引現在価値だけ[ ]
- 資本化が完全なら、地方債でも税でも効果は[ ]
  - 地方税の支払いや地方債の利回りを国税でどう取り扱うかによっては、資本化は完全にはならない
  - 「予期せざる」移住によって、地方政府が債務償還できなくなるかもしれない
  - 他の地域も同じような政策を実行するときには、移住のインセンティブはなくなるから、資本化は[ ]。

# 租税競争

19

- 課税ベースが自由に地域間を移動できる場合、ある地域における税率の[ ](減少)は課税ベースの当該地域からの[ ](当該地域への流入)を引き起こし、他の地域の税収を[ ](減少)させる
  - 企業誘致・投資促進のための法人税減税
  - 政策手段が租税ではない場合には「**税競争**」と呼ぶ
  - 税負担は、[ ]課税ベースに偏りがち
  - 課税のコストが過大評価されるので税率は低くなる
- [ ](租税回避地域)
  - バハマやケイマン諸島のような、所得税や法人税の負担がゼロか、極端に低い地域
  - 特別な産業や資源のない国が、外国企業を誘致するため

# タックスヘイブン税制

20

- 国際的租税回避への対抗。[ ]税制と補完的
  - 留保所得の合算課税：タックスヘイブンに移転・留保された利潤を親会社の利潤と合計して課税
  - 管理支配地主義課税：事業の管理・支配が行われている場所が国内であれば、国内企業とみなす
  - 支払経費の否認：タックスヘイブンにある子会社への支払を損金に算入しない
- Tax competitionと[ ]
  - 「有害な税の競争」「税のダンピング」に対応